

小売業者に引取義務のない

家電(引取義務外品)の排出について

家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられている家電4品目【(1)エアコン、(2)ブラウン管式テレビ・液晶プラズマ式テレビ、(3)冷蔵庫・冷凍庫、(4)洗濯機・衣類乾燥機】で、小売業者に引取義務のない家電(引取義務外品)の排出については下記の協力店にお問合せください。

小売業者の引取義務外品とは

過去に購入した小売業者が存在せず、同種の製品の買替えでもないため、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物をいいます。

具体的な例としては、消費者が家電の買換えを伴わず、古い家電(廃家電4品目)を排出しようとする場合で、考えられる主な事例は次のとおりです。

【主な事例】

- ・ 過去に購入した小売業者が廃業しており、引取りを依頼できない。
- ・ 譲り受けたものや贈答品のため、購入した小売業者がわからず、引取りを依頼できない。
- ・ 引越しにより、購入した小売業者が遠方になったため、引取りを依頼することが現実的に困難である。

※町内の引取義務外品回収協力店は次の4店です※

店名(住所)	連絡先	備考
(有)電器のたかはし(旭町)	☎2-2426	家電小売店
クメ電器(有)(南町)	☎2-1201 FAX2-1840	家電小売店
(有)光衛社(東町)	☎2-1977 (090-8908-3506(佐藤))	一般廃棄物収集運搬
(株)マービー(中央町)	☎2-3223 FAX2-3071	一般廃棄物収集運搬

※一般廃棄物収集運搬業者に依頼する場合は、事前に郵便局でリサイクル券の購入をお願いします。

必ずご確認を

特定家電のリサイクルには、リサイクル料金、収集運搬料金などがかかります。

また、メーカーや品目により料金が細分化されており収集運搬料金も大きさなどによって異なります。排出の際は、直接上記協力店に料金等をご確認の上ご依頼願います。

詳しいことは、税務住民課 住民グループ
(環境衛生担当) ☎2-4051へ。